

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	岩洞湖漁業協同組合					
	住 所	盛岡市藪川字外山288番地の2					
2 漁業権の免 許番号	内共第20号（岩洞湖）						
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区域	期間		
		やまめ	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）	岩洞湖の免許 区域	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		ひめます	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
		こい	〃	〃	〃		
		ふな	〃	〃	〃		
	わかさぎ	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り） 手釣り（餌釣り 擬餌釣り）	〃	1月1日から12月31日まで（氷上 釣りの場合は、組合が定めて公表 する期間）			
	ア 日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。 イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める 範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		岩洞湖のえん堤（中心線）から50メートルまでの湖の地点をえん堤と平行に結んだ線までの間の区域			1月1日から12月31日まで（氷上わかさぎ釣り期間中は除く。）		
		岩洞湖の注水口に設置した禁漁区標柱ア点、浮標のイ点、ウ点、エ点及び標柱オ点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域			1月1日から12月31日まで		
	岩洞湖の取水口に設定した禁漁区標柱ア点、イ点及びウ点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域						
(3) 漁具漁法の 制限	すべての漁具・漁法において、船舶の使用を禁止する。						
(4) 全長の制限	魚 種			禁止に係る全長			
	やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル			
	さくらます			25センチメートル			
	ひめます			15センチメートル			
	いわな			13センチメートル			
	うぐい			10センチメートル			
	こい			〃			
	ふな			〃			
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	やまめ さくら ます ひめます いわな うぐい こい ふな	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）	800円	8,000円	組合事務所及 び指定販売所
			わかさぎ	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り） 手釣り（餌釣り 擬餌釣り）			
ア 小学生以下は、無料とする。 イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、800円を加算した額とする。							

5 遊漁承認証に関する事項	<p>(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。</p> <p>(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p>
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、湖底をかくはんしないこと。</p> <p>(5) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁の穴開けに際しては、専用ドリルを使用のうえ、穴の直径を15センチメートル以下とし、1平方メートル内に2箇所以上の穴開けはしないこと。</p> <p>(6) 遊漁者は、漁場環境の保持に努めること。</p> <p>(7) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁に際して、テント及び暖房器具を設置日に撤去すること。</p> <p>(8) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁に際して、遊漁区域にはスノーモービル及び車両により侵入してはならない。</p> <p>(9) 遊漁者は、遊漁区域及び駐車場ではドローンを飛行させてはならない。</p>
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>
8 違反者に対する措置に関する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>